

八重山署発表
令和7年6月27日

報道関係者 各位

【照会先】

監督・安衛課長 神谷 武知

電 話 0980(82)2344

機械による労働災害防止対策に関する監督指導結果（速報）

建設機械等の危険機械を使用する約94%の事業場で、点検不足や無資格運転などの重大な法令違反が認められました。

八重山労働基準監督署では、令和6年度に車両系建設機械等の危険機械を使用している事業場に対して実施した監督指導結果（速報）を取りまとめましたので、公表します。

この監督指導は、労働安全衛生法に規定する車両系建設機械等の機械を取り扱っている事業場に対して、主として機械による労働災害防止を指導する目的で実施したものです。

- ・対象となった46事業場のうち、約80%に当たる37の事業場で法令違反が認められました。
- ・特に、車両系建設機械等の危険機械を使用している32の事業場では、約94%に当たる30の事業場において、必要な点検が行われていなかったり、法令に定める資格を有しない者による作業が行われているなどの重大な法令違反が認められました。
- ・八重山労働基準監督署では、法令違反に対しては必要な是正指導を行うとともに、悪質な事案については書類送検を行うなど厳正に対処することとしています。

監督指導結果のポイント

(1) 監督指導の実施事業場

令和6年度定期監督実施事業場

379事業場

うち機械等による労働災害防止を重点とする監督実施事業場

46事業場

(2) 法令違反の状況

46事業場のうち法令違反が認められた事業場

37事業場 (80.4%)

(業種別) 畜産業

26事業場

肉・乳製品製造業

3事業場

機械修理業

2事業場

水産業

2事業場

その他

4事業場

(3) 車両系建設機械、荷役運搬機械等を使用する事業場における法令違反の状況

法令違反が認められた事業場のうち機械を使用する事業場

32事業場

うち点検不足や無資格運転など重大な違反が認められた事業場

30事業場 (93.8%)

態様別違反事業場数

年次点検未実施

26事業場

月次点検未実施

24事業場

特別教育未実施

11事業場

就業制限違反

6事業場

機械による労働災害防止に関する監督指導結果（速報） （令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月までに実施）

1 監督指導実施状況

令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月までに、379 事業場に対して監督指導（定期監督）を実施し、このうち労働安全衛生法に規定する車両系建設機械等の機械を取り扱っている事業場に対して、主として機械による労働災害防止を指導する目的で、46 の事業場に対して監督指導を実施しました。このうち約 80%に当たる 37 の事業場で労働安全衛生法令等違反が認められました。

令和6年度 定期監督実施状況



（参考）

- 1 車両系建設機械とは、労働安全衛生法施行令別表第 7 に掲げる機械のうち、動力を用いて不特定の場所に自走するもので以下のようなものをいいます。

【整地・運搬・積込み用機械】

ブルドーザー、モーター・グレーダー、トラクター・ショベルなど

【掘削用機械】

パワー・ショベル、ドラグ・ショベルなど

【基礎工事用機械】

くい打機、くい抜機など

- 2 車両系荷役運搬機械等とは、労働安全衛生規則第 151 条の 2 に規定する以下のようなものをいいます。

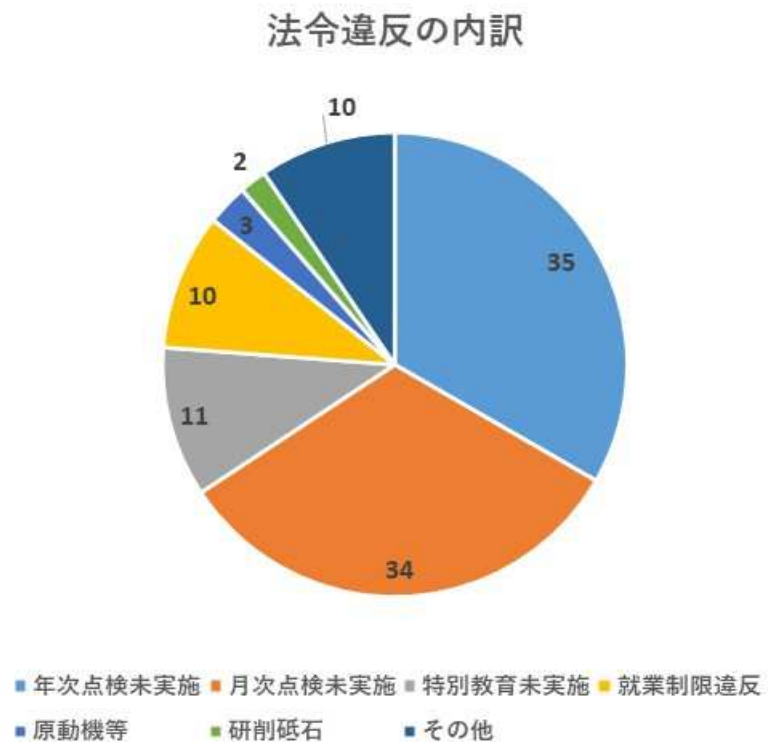
フォークリフト、ショベルローダー、フォークローダー、ストラドルキャリアー、不整地運搬車など

機械による労働災害防止監督実施状況

	監督実施 事業場数	うち 違反事業数	違反事業場 割合（％）
畜産業	30	26	86.7
水産業	4	2	50.0
農業	3	1	33.3
肉製品・乳製品製造業	3	3	100.0
機械修理業	2	2	100.0
その他	4	3	75.0
合計	46	37	80.4

2 法令違反の内訳

法令違反が認められた 37 事業場に対して是正指導を行いました。是正指導の対象となった主な違反は、所有する機械に対して 1 年に 1 回の実施が義務付けられている年次点検未実施に関する違反が 35 件、月次点検未実施に関する違反が 34 件、作業を行う労働者に対して特別な教育を行っていない違反が 11 件、必要な運転資格を有しないのに機械の運転業務を行っていた就業制限違反 10 件などです。



(参考)

車両系建設機械や車両系荷役運搬機械については、その機体重量や積載荷重により運転操作に必要な資格(免許、技能講習、特別教育)が定められています。

労働安全衛生法第 59 条第 3 項(労働安全衛生規則第 36 条)により労働者に対する特別教育が必要な業務

- ・最大荷重 1 トン未満のフォークリフトの運転の業務
- ・機体重量が 3 トン未満の車両系建設機械の運転の業務 など

労働安全衛生法第 61 条第 1 項(労働安全衛生法施行令第 20 条)により免許または技能講習が必要な業務

- ・つり上げ荷重が 5 トン以上のクレーンの運転の業務(クレーン運転士免許)
- ・つり上げ荷重が 1 トン以上の移動式クレーンの運転の業務(移動式クレーン運転士免許)
- ・最大荷重 1 トン以上のフォークリフトの運転の業務(フォークリフト運転技能講習)
- ・機体重量が 3 トン以上の車両系建設機械の運転の業務(車両系建設機械運転技能講習)
- ・つり上げ荷重が 1 トン以上のクレーン、移動式クレーン等の玉掛けの業務(玉掛け技能講習)

3 機械を使用する事業場における法令違反の状況

是正指導を行った 37 事業場のうち 32 事業場で労働安全衛生法に規定する車両系建設機械、車両系荷役運搬機械及び移動式クレーンなどの危険機械が使用されていました。

業種別機械の使用状況

畜産業	25
水産業	1
農業	1
肉製品・乳製品製造業	2
機械修理業	2
その他	1
合計	32

また、機械を使用している 32 の事業場のうち、年次点検を実施していなかった事業場が 26 事業場、月次点検を実施していなかった事業場が 24 事業場、特別教育を実施していなかった事業場が 11 事業場、就業制限に係る違反が認められた事業場が 6 事業場認められ、32 事業場中、約 94%に当たる 30 の事業場で点検不足や無資格（特別教育または技能講習修了）に関するものなど重大な違反が認められました。

これら点検関係や資格関係の法令違反が多くなっている要因として、トラクター・ショベルなどは法令上、車両系建設機械に分類されますが、建設業以外の業種で利用される場合も多く、労働安全衛生法令が適用されないと思っていたなど法令に関する知識不足や管内における点検業者や資格取得の機会が少ないなどの要因が考えられます。

これらの機械については、点検不足による機械の整備不良や無資格運転により重篤な労働災害に繋がる可能性があり、定期的な点検整備や運転者の確実な資格取得が求められます。

（注） 32 事業場中、点検や資格関係の違反が無かった事業場についても検査標章を貼付していなかったなどの違反がありました。

（参考）

1 年次点検、月次点検

車両系建設機械や荷役運搬機械については、労働安全衛生法第 45 条により定期に自主検査を行うことが義務付けられており、具体的には労働安全衛生規則で点検期間や点検項目等が定められています。

車両系建設機械：労働安全衛生規則第 167 条（年次点検） 同規則第 168 条（月次点検）

フォークリフト：労働安全衛生規則第 151 条の 21（年次点検） 同規則第 151 条の 22（月次点検）

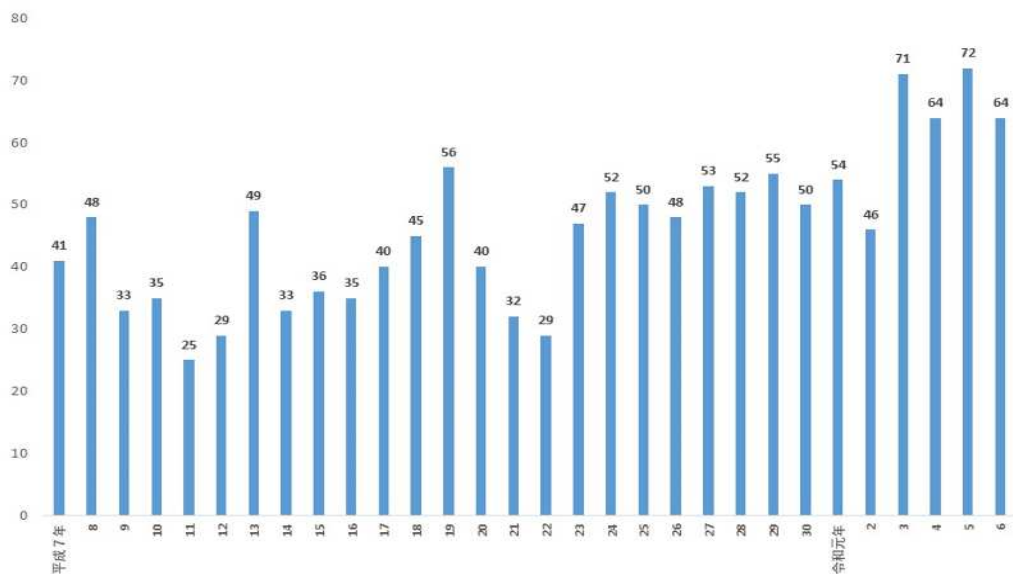
2 就業制限

就業制限に係る違反とは、労働安全衛生法第 61 条第 1 項（労働安全衛生法施行令第 20 条）により免許または技能講習が必要な業務に資格を有しない者を就けていたをいい、ここでは労働者に対する特別教育を行っていなかったことも含めて無資格としています。

4 労働災害発生状況

当署管内では、令和3年7月以降、死亡労働災害は発生していませんが、休業4日以上労働災害はここ数年60件超発生しており、高止まりの状況が続いています。

労働災害発生状況の推移



(注1) 新型コロナウイルス感染症によるものを除く。

令和6年に発生した休業4日以上労働災害を起因物別に見ると、床、通路等によるものが23件と最も多く、建設機械等によるものが18件と次いで多くなっています。これら建設機械等による災害は、重篤な災害に繋がる可能性が高いことから、労働基準監督署では、法令違反に対しては必要な是正指導を行うとともに、悪質な事案に対しては書類送検を行うなど厳正に対処することとしています。

令和6年 起因物別労働災害発生状況

